



改正三河後風土記卷第四

目錄

一 有親君親氏君諸國所經歷之事

一 有親親氏兩君為時宗傳付林叢物叢改免吸物之事

一 親氏君於坂井所男子出生於率御贈給事

一 親氏君斬乳諸御事

一 發沼之直御順之事

一 林家系

一 酒井氏所尉家系



A210

1-4A

一 酒井新樂の系

改正の所好凡そ記す所也

有規君親氏君諸國所經歷之事

世良田左京之有規君は隆理之元親季の  
子也其子をしては二郎親氏君として中  
外を是よりして上州新田よりして  
上杉謙正禪秀入道より一礼後には京師倉  
根を去りて是れ越後とて法園一統宗  
有るは是れ世親とてあんなる故郷とてす  
む治し末西涼詠とて定めは通歴あり

七あり

按すふ松平太郎は長信重の弟の  
曾孫には有親波合より戦死し  
ありし由載たり是ハ政茂の弟  
也又別又故より此より  
十六歳の時没ゆありし子より後小  
上州をもちい東州へありし由一々  
時小親氏ハ生也治ひしと見ゆ是亦  
已矣況匡くありし一室也一説  
原書には有親親氏の時父子母乃  
有故と評説し暫時は信い南家ハ

再興と好すししは徳君の長馬  
持氏の幕下より居し治ひし一説  
なり永享十年徳倉の持氏京都  
將軍普光之院教養教と年捕り  
京都關東小攻なりし時有親所父ハ  
持氏の理從小使し早川尻の公親ハ  
武勇哉張りせ治ひし味方敗れて  
徳君小川返りしも持氏の子太郎茂之  
能て之廟を告りし後治ひし又一説  
好又徳の身も治ひし又茂之を奪りし  
宗俊の徳君士はたせ討死す有親ハ

師父子は之後九辨故の軒哉  
切ぬ事本國上州小幡迄い  
海東にも安居なり  
永享十一年三月上旬故郷を去り  
記す其前後の文を云ふ事  
相州迄札記の文と其後小幡也然小  
幡札記には有親師父子の事ハ  
更ふえは是原書の傍者迄札記の  
文中小幡父子の事と云ふ事  
書如く偽撰せし斧鑿の痕有り  
世には原書と平岩親吉の真著と

誤伝するものも少くは  
少く原書の如く書如くも有り  
原書の傍者も又きたり  
判たり用ひする人  
有親親氏兩君の時宗信并林若助  
光政急吸物之事

有親親氏の師父子上州徳川の故郷と  
之をいひしは是原書の傍者も  
情しき匠更の姿も  
兩君を後手松原也  
磯原の差をもちし武時は書の本根と

分りけり小賤の真業の菴の夜を以て  
樹下石上を撫とせりまき小雲漢霧よ  
やほりそり神を三月つづ年月とま  
り天地廣しといふも世は是より  
世せし人代凡そらん事とのみ  
倅事のと多るもは相州前津の道場  
津津光ちよとくみり青き哉とのみ  
所父子とも所京の居と男を愛し髪と  
刺り有状は長阿弥親氏は徳河津と  
名を改めし後此より永くは撫所と  
又前津とまかき佐州よ外りよ小

小笠原大夫清宗の宮林前物光改と  
云者りりけり其昔より所知音せり  
乃きは佐藤氏の源をと潜きて三月  
下旬よ前物光の宮を尋ひりりり  
前物光小恨ひ何なる養せんと欲せし  
山中一物もれ三月廿九日大雪とて  
山中小將一兔一匹を捕望み承り二年  
庚申正月三日有親所父子小親意と  
献し兔の吸物を奉承此よりして免れ  
吸物哉と長く所前物光日代義例  
とは定らるしとて其年乃中親所

後物之家の月日と送のひの四年  
 六月小又時とさかのひお終ひの三州より去り  
 坂井郷の民も高居一兩年を  
 送らるる有親は嘉吉二年壬戌十月小  
 所終年五とく隠居の親氏以時  
 二十歳心ゆり形のやく華送と音のひ

持ふ小有親君卒を此年月大成記に  
 載せし三州大演稱名寺より亨徳  
 元年四月廿四日法号松樹院殿とす  
 若治寺に記すは永享三年二月廿

あり是後區々して定むる所ハ  
 由文に示され候なりと後考を  
 詩とのなり

親氏君坂井郷中男子出生村松郷  
 村松居之事

世良田部親氏君一説は後の孫部  
 稱一終し所父有親君卒をの後と  
 指三州坂井郷より高居せし高居の地も終り  
内陸河川郷中より終りて高居の地も終り  
有親の卒後より村松居の事  
親氏の時代小終りて終りて終りて終りて終り  
終りて終りて終りて終りて終り  
 西之酒井郷小部

りつ者家富高家なり女子一人有るまこと  
男子也此部は其の有徳のゆゑ小  
物語のちりみち々々は貴僧の容色を  
見ゆ小舟常の素門は非す宜き由縁  
心もく人ならん末一人の女子有り歎くは  
年々として家傳と讀むたれといふ徳阿保  
田舎一語は五部多の悦斜るゝは  
由り高又定一丸算と一嘉吉二一歳  
多小其家を譲る曰二年癸亥十二月  
一子誕生有り坂井小五郎親傳と稱す高記  
二部傳は徳阿保子也其傳は此親傳成長して  
四人の名を稱す小徳

後二子を没く娘子は小五郎親傳後小  
氏忠と改定正四年癸未二月九日の生也  
なり後小五郎尉氏忠入道傳賢といひ  
一は是也二男は與那部親重といひ曰六年  
乙酉十二月廿九日又生傳氏忠入道の子二人  
有り嫡子は將監忠尚二男は長男尉忠次  
なり又與那部親重の子我指樂次正親  
と云ふ親う子二人嫡子は與那部重忠後  
河内守なり二男與那部忠利後小徳後小  
なり其家の子孫繁昌して永く徳阿保  
関園の名臣と稱す徳阿保元東智仁



しるも男子を——新くは忠殿置信の  
聲とせり。治り之家は忠を譲りてす  
——と云徳阿弥中治いりしも其阿弥  
後人とはあり。忽又置信——榊郷小  
後りては信重は陸奥——徳阿弥を  
奪ふ也——家と譲り治りて是も榊  
を治りて親氏と名乗る。坂井の仁を以  
て後の子小五郎親徳と譲り治りて小五郎  
坂井を酒井と改たり。親氏は信重の  
女の後又を生む——男子恭親君と  
松平の家名と定りて是は<sup>酒井の世なり</sup>小五郎は

庶兄と稱し——所家此執事とはあり  
なりしなり

按す——松平を部とせしは是と始  
法書より恭親君は親氏君の御堂之  
とす是又一説なり。さして徳川系宗  
室の御子とすは親徳四男と改め

親氏君新田諸郷事

親氏君親世の者さあやんて今海  
一統授けし付し南く郷氏を以て  
庄をも郡をも切らしすんは何の時と新  
田今乃地をも得る事能くも人故なく

一丁は一丁の切立難一而治郷民を  
せん事親一み多哉廣く一て那と九  
玉とも憎も者そと志と後一のひ  
先道玉階軍富豪の者哉は名好親  
武士娘人の子孫一族或は一族親戚の  
廣きと在里正亦男女の子ともは  
恙く長子養女と一三州一國はいつ  
及ハハ隣国もともをぬも武士且富豪の  
を友漁族を撰之舞とれ一養女と死せ  
長子とは姉を違へ哉は烏帽子子と  
せ一益親ととゆく一交りと厚く一

其上賢民を救ひ候者を振一治事  
救振りせ一親氏君かく仁意を施一  
治事事は可なり英雄の人心と後せ  
一とんと治事多則小非は天性仁徳  
源一あり一々とは一國の中一其恩は不  
感後一佛々神々とか一こみたる坂井  
之部屋も和年を部屋もあ人も道宗小  
者たる富豪なり一親氏君は和年  
坂井あも徳と親はは名好豊饒漁郷  
府を並し治事一徳孤と一は必疎者  
理り親氏君と一仁意を施一を

同じ縁を尋ひ傳を束て親之方つき  
来尚との教知す元弘建武の方は  
世上一四も種なりは別して永享二年  
より嘉吉文安富徳亨徳康正長祿寛文  
文正の七部より廿八年の月は廿八番  
一姓も授けしは活者は弱を削し  
一命を以て寡茂若しは活者は君城討し  
一属吏は宿名を逐ひ郷民は一授を企  
一順々の土地を侵奪せんとき親氏君は  
一族逐者しは逐せしむる親氏君は  
者悉招く酒飯を餐せしむる宴せしむる

時よの盛衰を對し 何らかは来尚時世の  
之の類を思ふは是利也武威漸く衰  
一姓も一統も増起し郷村を騷動し  
百姓塗炭の苦を免るもは来一族親戚  
自國化園小多しといふも子孫は遠く  
一き寸地もなし 一而も子孫は遠く  
一親も土地もなし 一其も子孫は  
一傳すといふも左東農高の種も非す  
尚も弓馬の家もなし 其家の業も  
一傳すといふも子孫は遠く 一其も子孫は  
一姓氏を致さば誰人より考ふべきは

死の基流る百年片断を記す（も）  
たとい長考城保つとも公民よてせし  
せんは木石小管（も）（武名を）  
世に強（も）多は余乃長短は満す（も）及  
りす（も）今も一軍城也（も）先出郷  
陳里を攻（も）一殺祝威（も）死（も）（も）  
た（も）は二州一島小（も）順と（も）（も）其後小  
化（も）（も）我掛人と（も）思（も）は（も）いと（も）流（も）  
今（も）は一産の輩（も）位（も）也（も）（も）順（も）  
仍（も）其（も）好（も）を（も）悦（も）さ（も）（も）一（も）族（も）親（も）戚（も）は（も）  
さ（も）（も）なり（も）勇（も）より（も）包（も）庇（も）を（も）浴（も）す（も）郷（も）氏（も）

三百人忽ち群集り（も）は先郷小  
押寄て順者とは味方とす（も）（も）  
（も）（も）後（も）は（も）さ（も）（も）その（も）を（も）攻（も）伐（も）治（も）は（も）其（も）威（も）漸（も）  
威（も）なり（も）二州の内岩付竹谷形原大給  
（も）（も）此（も）地（も）源（も）流（も）能（も）免（も）是（も）時（も）色（も）（も）大（も）畧（も）親（も）氏（も）  
君（も）小（も）佐（も）護（も）す（も）親（も）氏（も）君（も）代（も）行（も）婦（も）子（も）二（も）部（も）部（も）  
奉（も）親（も）君（も）是（も）も（も）弱（も）年（も）相（も）（も）驍（も）勇（も）（も）  
親（も）氏（も）君（も）之（も）堂（も）一（も）武（も）勇（も）我（も）親（も）一（も）流（も）は（も）  
近（も）郷（も）皆（も）所（も）（も）（も）也（も）（も）（も）

昔沼宮直傳水之事

此又之州昔沼宮の順と昔沼宮直傳と

云者あり此定直くこつと後其も其加ハ  
正長元年戊申南方小倉處山南朝後  
高又暖減也也後ハ野州又物を一一と  
小倉由司と於之是利也と合戦ハ公頃  
其後三州ハ領入其後治法を後治と  
將軍茂教公を恨る事あり小倉處ハ  
西方より入り喜り知る又戦終ち小倉  
將軍一方と和睦一治ハ其ハ暖減ハ瑞  
らせぬハは後治ハ三州ハ一治ハ一治ハ  
いつハ一治ハ一治ハ一治ハ一治ハ  
かゝるハ俄又軍を起しけ事 京都ハ

少ハ一治ハ將軍之命あり去後大治事與安  
同治太郎頼房共事新二部先貞同新部  
宣重東城して後治出討す一一と合也  
ら後永享六年甲寅二月廿日此人ハ  
之州小北あり其後治法其國ハ其時新部  
宣重は搦手と白ハ勇伐奮ち攻戦  
終る後治ハ首討九あり後治ハ其世治  
新六部後治ハ一治ハ將軍家ハ昵近  
して忠氣高ハ一治ハ見後治ハ一治ハ  
細也すり一一ハ將軍茂教公恩免有  
之乃如く近也ハ一治ハ新二部宣重ハ

今自軍切の勅貴とて三州菅沼  
徳治の不服を賜る宣也此附り七夜を  
改く菅沼と稱し年以其地を以て  
領居しぬ過る親氏君世菅沼と改送ん  
とて長福二年戊寅三月六日親氏恭親の  
西君大將として菅沼を押寄治り菅沼も  
力を盡し訪致すも是とも辛く大勢  
より一處に新に城入致すも徳治一日  
一夜改くは宣也訪くは力を盡し承  
して謫り又属す是よりして吾子に近  
宣吉吾子新に部定給吾子新に部貞後

吾子乃織部正宣如其子織部正宣盈小  
之より伐くの内家より吾子中宣與  
沖君代所討之而軍切を致し切は  
稱せし傳相親氏君は三州大畧改送  
少い直仁元年丁亥四月廿日小治吉  
治いしは松平郷澤吉宗より月流小  
築り芳樹院殿後山徳前大禅堂と  
稱りしは又佐州の位人林義相光興  
親氏君三州の軍伐起ししは他少く  
康正二年丙子五月十日一説直仁元年三月三所小  
東り親氏君よはく忠節を以て

是より代々、神家人とせりぬ

案すより、親氏右卿遊在宗忠日記には

藤正二年とて、其外文安二年文明

九年との説ありて、一定せず、追年嘉祐

二年壬戌二月、武州多麻郡赤中、時宗

祿名寺竹林の中より、始むせり、古碑小

世良田氏、徳政保親氏、應仁一月、大足

彫舟たり、官より令りて、其死らば

難と治せり、一様宗茂、世せり、其死らば

洋せり、す所りて、参考と備へ

### 林家系図

清和天皇より七代新羅三郎常光嫡子兵部大輔

遠光男

遠光

加賀見源仲 信濃守信長下

長清

信濃守信長下 信濃守常光嫡子

長純

信濃守信長下 信濃守常光嫡子

長忠

又安部 信長下 信長

長政

信濃守信長下 大膳守

長氏

信濃守信長下 信長

宗長

信濃守信長下 信長

貞宗

又安部 信長下 信長 同守藤藏

政長

信濃守信長下 信長

長基

信濃守信長下 信長

政康

又安部 大膳守 信長下 中納言

持長

又安部 信長下 大膳守



女子

お尻治八幡 徳川幕府  
お小倉川内 徳川幕府  
お平川川内 徳川幕府  
忠孝堂

忠勝

小倉 徳川幕府

忠重

大倉 徳川幕府

案す小倉水系宮宮以重修藩并其  
亦作あり武徳大成記云と以て考ふ小倉系  
親徳と記せしは徳太郎之産親と一傳し  
同人より祖當村なる家傳の記より其は  
産親の子を小倉氏忠と云ふ代は其府  
忠勝只なる耐忠親云代は其耐忠堂と

云其子將監忠昂とす宛水系宮は  
産親より後之事を記さば其忠親より  
系と世すしとくも於史より二代の宮は  
其しのみ記して実名と稱すは其六  
定より其より其より 其実ハ親氏君  
より忠次より徳小代より其月合其  
産親より忠親より代とて記擧げりて  
少くも其父の世は其より其より同く  
記せしものなきは系よ其精一一く  
論一おくとの又氏忠と澤賢と記  
すと澤之氏忠は澤賢といふは即忠の

曾孫忠吉が降参とす又流布し系小  
 忠次を降参の才とすとの流忠次ハ  
 忠吉二男少く忠尚の才一忠尚ハ  
 後忠次逐去り後忠次其妻を遣一  
 事明らるゝ

酒井非樂次家系

小守部 親信  
 親重 酒井家部

正親 忠吉 親重  
 三州 西庄 城

重忠

無守部 経法 下 河内 守  
 天守 八 年 武州 以前 二 万 石 領

忠世

無守部 有 年 支 離 世 氏  
 経法 下 後

忠利

無守部 経法 下 河内 守 神 若  
 河内 守 地 領 出 之 妻 又 一 又  
 三 川 甲 斐 守 領 出 之 女

忠勝

無守部 潜 信

忠吉

小 端 親 重 經 信

忠重

内 代 重 信

忠久

左 兵 衛

忠末

白 旗 平 信 忠 勝 之 家 一 成

忠次

左 兵 衛

按すゝ此書小親重を氏忠の才とす  
 親重の一流を非樂次家とす其家の流  
 少は廣親の系家忠とす信親忠次  
 法重を慶く正親又忠とす又忠尉  
 忠の流は廣親の子二人見小守部忠

才と改親と云此改親と云改親は  
改親と云今高家の子孫と改親と云  
改親と云今高家の子孫と改親と云  
改親と云今高家の子孫と改親と云  
改親と云今高家の子孫と改親と云  
改親と云今高家の子孫と改親と云  
改親と云今高家の子孫と改親と云  
改親と云今高家の子孫と改親と云

改親と云今高家の子孫と改親と云

愛 知 県



1103266431